

議事日程第3号

令和5年 第4回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和5年12月15日（金）

午前10時開議

開会の場所

錦江町田代支所議場

日程第1 諸般の報告

1) 監査の結果報告

2) 陳情の受理等報告

日程第2 発委第 6号 錦江町議会委員会条例の一部を改正する条例について
(議会運営委員長提出)

日程第3 議案第62号 令和5年度錦江町一般会計補正予算（第11号）について
(町長提出)

日程第4 議案第63号 令和5年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号) について
(同 上)

日程第5 議案第64号 令和5年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）
特別会計補正予算（第3号）について
(同 上)

日程第6 議案第65号 令和5年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）
特別会計補正予算（第3号）について
(同 上)

日程第7 議案第66号 令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算
(第4号) について
(同 上)

日程第8 議案第67号 錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
(町 長 提 出)

日程第9 議案第68号 錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(同 上)

(日程第8 議案第67号及び日程第9 議案第68号を一括上程)

日程第10 議案第69号 錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
(同 上)

日程第11 議案第70号 錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例について
(同 上)

日程第12 議案第71号 錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について
(同 上)

(日程第11 議案第70号及び日程第12 議案第71号を一括上程)

日程第13 議案第72号 錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(同 上)

日程第14 議案第73号 錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(同 上)

日程第15 議案第74号 錦江町印鑑条例の一部を改正する条例について
(同 上)

日程第16 議案第75号 指定管理者の指定について
(同 上)

日程第17 議案第76号 指定管理者の指定について
(同 上)

日程第18 議員派遣の件

日程第19 委員会の閉会中の継続審査の件

日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

令和5年 第4回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和5年12月15日
召集の場所 田代支所議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	新田 敏郎		
副町長	有村 智明		
教育長	畑中 清和		
総務課長	坪内 裕二郎	住民生活課長	川路 昭典
未来づくり課長	中島 裕二	観光交流課長	木下 勝幸
政策企画課長	高崎 満広	産業建設課長	荒木 義文
健康保険課長	猪鹿倉 勝志	教育課長	菖蒲 洋二
住民税務課長	落司 毅	<small>政策企画課 病院再整備対策監</small>	内木場 博之
建設課長	宮園 守	総務課財政管係長	今村 学
<small>産業振興課長兼 農業委員会事務局長</small>	池之上 和隆	総務課総務主査	小川 弘晃
会計管理者兼会計課長	鳥越 幸一		
職務のため出席した者			
議会事務局長	永吉 和幸		

令和5年 第4回 錦江町議会定例会会議録

令和5年12月15日（金）午前10時00分

田代支所議会議場

	(開議)
○笹原議長	皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。 ここで、欠席届につきまして介護福祉課長から本会議欠席の届出が出ました。報告いたします。
	(日程報告)
○笹原議長	本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたので、ご了承願います。ここで、町長の発言の申出があります。これを許します。新田町長。
○新田町長	議長。
○新田町長	皆さんおはようございます。先般、小吉議員の畜産に関する一般質問の中にごございましたクラスター事業における分娩発見装置の導入数を示せとのご質問がございましたけれども、本日回答させていただきたいと思っております。 分娩発見装置は、クラスター事業では3件の導入です。クラスター事業以外も含めまして町内全体で8農家が導入をしております。以上でございます。
	日程第1 諸般の報告
○笹原議長	日程第1、諸般の報告を行います。監査委員から、令和5年10月17日、18日実施の学校分定例監査結果報告書、令和5年10月31日から11月6日実施の定例監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。 次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりといたしましたので報告します。これで諸般の報告を終わります。
	日程第2 発委第6号
○笹原議長	日程第2、発委第6号、錦江町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。11番、中野議会運営委員長。
	(中野議会運営委員長 登壇)
○中野議会運営委員長	おはようございます。発委6号、錦江町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をいたします。 令和6年4月1日から、地方公営企業法による公営企業会計への移行に伴い、簡易水道事業から水道事業になることにより、文教産業常任委員会が所管する事務を変更する必要があるため、条例の一部を改正するものでござい

	ます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。
	(中野議会運営委員長 降壇)
○笹原議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、発委第6号、錦江町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。発委第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、発委第6号、錦江町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第3 議案第62号
○笹原議長	日程第3、議案第62号、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第11号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第62号、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第11号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は1億6,015万2千円の増額で、累計は77億5,719万9千円となりました。主な内容につきましては、歳出は物価高騰対応低所得者世帯重点支援給付金を1億1,074万円、繁殖雌牛改良増殖物価高騰支援対策事業補助金を1,200万円、並びに社会福祉施設等物価高騰対応重点支援事業補助金を1,050万円、それぞれ増額するとともに人事院勧告に基づく人件費の調整を行うものでございます。 また、歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得者支援分を9,048万円、同交付金の推奨事業分を3,269万8千円、並びに財政調整基金繰入金を3,408万9千円、それぞれ増額するとともに町有施設整備積立基金繰入金を1,224万7千円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入14款国庫支出金から21款町債までと、歳出1款議会費から10款教育費まで、及び第2表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>今回、物価高騰対策重点支援ということで多額の交付金があったわけですが、これについては電気料とかエネルギーとか、それから食品とかいうようなもので使用していくものだろうと考えています。</p> <p>そこでですね、食料が非常に高騰している中、今後給食費の値上げ等については、どのような見解なのか教えてください。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	川越議員のご質問にお答えします。教育委員会で所管をしておりますけれども、現段階では、今の給食費負担をそのまま軽減した状態で今やっておりますので、それを引き続きいけばいいのかなというふうに思っているところ です。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>これからまだ物価高騰が収まるような兆しはありませんので、こういう状態がずっと続いていくと、何らかの形で学校の給食費であったり、あるいは子どもたちの幼稚園保育園の副食費、そういったものに影響が出てくるだろうというふうに考えます。</p> <p>こういった国の対策等もありますが、町としては、今後は給食費の値上げを抑えながら行かれるということで理解してよろしいでしょうか。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>今、川越議員おっしゃったとおりですね、国が来年度の4月から、子ども家庭庁による子どもの支援強化プランというものの加速化プランというのを3年間で重点的に進めてまいります。その議論の中にも、学校給食費の問題というのが提示されておりますので、当面、私どもとしてはこれ以上の負担を増やさない形での給食費の維持を図りつつ、国の加速化プランに伴走しながらですね、どういう形で国が少子化対策を進められるのか、それと合わせながら進めてまいりたいと。ご心配されていらっしゃるように、物価高騰による学校給食費が提供できないというのは非常に大きな問題でもございますので、そういった国の動きと合わせつつ、現段階では、私どもの今ご負担いただいている、軽減されている状態での給食費を維持していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。</p>

○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	給食は子どもたちの心身の栄養素でございますので、できるだけ質を落とさない形で、今の状態を維持していただけるように要望いたします。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○7番 池田議員	7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	13ページですね、優良牛改良の事業補助金が50万出ておりますが、生産牛におきましては、昔は10産以上すると値段が急に安くなるということで、一応、9産ぐらいを目途にして優良牛に更新するのがいいということで、こういう補助金も出ておりますが、今、この本町におきましては、そういう優良牛に更新する率というか、だいぶ進んでいるんでしょうか、伺います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えします。今回重点支援地方交付金等も活用しながら、更新事業を進めていこうということでしておりますが、更新の割合というのは私が手元に数字を持ち合わせませんので、産業振興課長が持っておりましたら、産業振興課長に答弁させます。
○池之上産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上産業振興課長	高齢牛の更新につきましては、各生産者さんのほうで、事業計画を立てられて順次更新しておりますが、現在の数としまして、全体の親牛の25%程度が10産以上の高齢牛となっております。今回の支援によりまして、少しでもそこを低く抑えることをお手伝いしていきたいなところの計上でございます。以上です。
○7番 池田議員	7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	更新するにはまた母牛がですね、とても高いですので、やっぱり今いろいろ飼料代とか高騰してる中、経営者も大変でしょうと思いますので、やっぱり今後もですね、こういう補助金の拡充とか、持続してもらいたいと思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。

○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	<p>総務費の物価高騰対策、各支援事業等についてお伺いしたいと思うんですが、主なもので物価高騰対策低所得者世帯重点支援事業等あるんですが、今、同僚議員等からお話があった例えばこの繁殖牛とか補助事業でありますとか、あるいは障害福祉サービス事業者、社会福祉事業者等に関しては、国庫支出金の100%事業かなというふうにちょっと概要書のほう確認してるところなんですけども、この低所得者世帯重点支援事業に関しては、一部一般財源からの充当もあるみたいなんですけども、これは、国庫支出が100%じゃない理由がもしお分かりでしたら教えていただきたいのと、あと、今回非課税世帯で7万円の支給というところですが、町内でどのぐらいの世帯数が対象になれるのかと、あとそういった世帯の皆様、もしかしたら高齢者でおひとり暮らしであるとか例えばその施設に入所されてる方等もいらっしゃるかと思うんですが、年度末までの事業なんですけどその短期間でそういう形での把握や給付が見通しとしてどのような形なのか、あわせて教えていただければと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。今回の低所得者世帯支援策につきましては、必要経費の80%が国庫から支援されております。</p> <p>最終的には、予算書にも計上させていただきましたように1億1,074万円が交付されるものということでございます。前回の今年度当初でございます3万円については、70%の国庫と一般財源も出しなさいというようなことでしたので、その割合について、補足があるかもしれませんので、総務課長に補足答弁をさせます。</p>
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	<p>今、町長からありましたとおり、前回の3万円の支給につきましては、国が当初7割を支給しまして、残りの3割につきましては、実績に応じた形で、国から交付されております。</p> <p>今回の7万円分につきましても、先ほど町長からありましたけれども、前回の3万円分の8割程度を取りあえず交付しますということで、残りにつきましては、支給が終わった後の実績に基づいて交付されることとなっております。以上です。</p>

○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	それからもう1点ございました保育所認定こども園等の物価高騰対策、それから、障害者福祉サービス事業の同対策、それから社会福祉施設等の対策については、3月までに完了するように今、介護福祉課を中心に進めているところでございます。以上です。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	申し訳ございません。7万円低所得者世帯支援策の対象世帯数でございますが、令和5年12月1日現在で町内の全世帯数が3,514世帯ですが、そのうちの45%に当たる1,582世帯が交付対象となる予定でございます。以上でございます。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	各々承知いたしました。この低所得者世帯支援事業でございますが、全体の45%の1,582世帯と、かなり多い世帯数というところですが、前回3万円の支給をされたのでそういった形でノウハウはあると思いますが、今回7万円という大きな額でまたちょっと年度末に差しかかるところもあるかと思っておりますので、やはり施設に入所されてたり、あるいはそのご家族等がそういった通知等をスムーズに受け取るタイミングがなかったりする可能性もありますので、そういったところでしっかりこの支給が滞りなく実施されますよう遂行していただければと思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	10歳以上の高齢母牛を淘汰して、未經産牛の導入や本人牛の自家保留ということで、1頭当たり10万円助成をするっていう補正が組まれているんですけども、これも物価高騰対策の支援事業だと思うんですが、この高齢母牛を淘汰するこの高齢母牛は、どのような流通されるのか、肉用牛として利活用されて流通されるのか、そこらを教えてもらえませんか。何でこういうのを聞くかといいますと、多分淘汰される10歳以上の高齢母牛、肉用牛として利用されるのであれば、系統もいいわけですから、A5ランクにはならないと思うんですけども、流通される過程で非常に価格は普通の肉用牛よりも安い。そういう固いから安いのか、もう高齢母牛でなかなか肉用

	牛としての価値観が低いというので安くなるのか、そういうことも知りたいですし、それと普通の肉用牛よりは、価格が安いとなれば、それを利活用するような形で、ふるさと納税等の方向で利用は町内の牛ですので、できないものかというのも含めてお伺いします。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>染川議員のご質問にお答えします。まず、今回の物価高騰対応の支援事業につきましては、高齢母牛の更新をすることによって、私どもは生産牛をいかにより質の高い子牛を生産するのかというのが主要な目的でございますので、高齢牛は、市場価格に応じて非常に厳しい価格での取引がされる。ただしそれでは、新しい子牛の導入ができないので、それを物価高騰対応として、支援をしていきたいと思いますというようなのが趣旨でございます。</p> <p>したがって、高齢母牛の活用方法についてはもう当然これは畜産市場でのですね、取引が優先されていくこととなりますので、私どもがその母牛に対しての次の施策、それからふるさと納税等への活用というのはなかなか難しいのではないかなど。まず今は、生産基盤を安定させるということが1番でございますので、今畜産農家さんの窮状を支援するためには、より繁殖向上をさせる、より子牛の生産が進んでいく、そういうことを念頭に置きつつ、あくまでも物価高騰対応支援という形での支援というのが、私どもの考え方でございます。以上です。</p>
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	今の町長の答弁、非常に理解もできるんですが、物価高騰対策事業で子牛生産が潤滑に行くように高齢母牛を淘汰するっていうことは、非常に理解もできます。今後の課題として、今日はもうこの補正ですので、淘汰される10才以上の高齢母牛がどのような流通の過程をたどっていくのかっていうのを少し勉強もさせてもらいますので、できればそういう情報というのも今後、情報を調査して伺っていきたいと思いますので、よろしく願います。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第62号、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第11号)についてを採決します。お諮りします。議案第62号

	は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 62 号、令和 5 年度錦江町一般会計補正予算(第 11 号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第 4 議案第 63 号
○笹原議長	日程第 4、議案第 63 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 63 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、累計は 14 億 5,584 万 6 千円の変更はございません。内容につきましては、歳出は保健衛生普及費を 9 千円増額するとともに、一般被保険者療養給付費を同額減額するものでございます。また歳入につきましては変更はございません。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳出予算補正の歳出 2 款保険給付費と、4 款保健事業費について、質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 63 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 63 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第 5 議案第 64 号
○笹原議長	日程第 5、議案第 64 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)

○新田町長	<p>議案第 64 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額は 2 万 9 千円の増額で、累計は 13 億 5,013 万 5 千円となりました。内容につきましては、歳出は、認定調査費を 2 万 9 千円。また、歳入は事務費繰入金と同額、それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	<p>これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 7 款繰入金と歳出 1 款総務費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 64 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 64 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 64 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。</p>
	日程第 6 議案第 65 号
○笹原議長	<p>日程第 6、議案第 65 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第 65 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額が 1 万 9 千円の増額で、累計は 687 万 6 千円となりました。内容につきましては、歳出は、一般管理費を 1 万 9 千円、また歳入は、一般会計繰入金を同額、それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	<p>これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 2 款繰入金と、歳出 1 款総務費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 65 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 3 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 65 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 3 号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第 7 議案第 66 号
○笹原議長	日程第 7、議案第 66 号、令和 5 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 66 号、令和 5 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、累計は 1 億 2,246 万 7 千円の変更はございません。内容につきましては、歳出は一般管理費を 21 万 9 千円増額するとともに、予備費を同額減額するものでございます。また、歳入についても変更はございません。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳出予算補正の歳出 1 款総務費と、5 款予備費について質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第 66 号、令和 5 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 66 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号、令和 5 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)については、原案のとおり可決されました。

	<p>日程第 8 議案第 67 号</p> <p>日程第 9 議案第 68 号</p>
○笹原議長	<p>日程第 8、議案第 67 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。</p> <p>日程第 9、議案第 68 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての 2 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第 67 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第 68 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を引き上げる特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律を準用する町長、副町長、教育長及び町議会議員の期末手当の支給割合も同様に改定する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。以上、議案 2 件につきましてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから議案第 67 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第 67 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 67 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。</p> <p>これから議案第 68 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 68 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 68 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 10 議案第 69 号
○笹原議長	日程第 10、議案第 69 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 69 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 5 年人事院勧告に基づき給料表を平均 0.96%、期末手当及び勤勉手当の支給率を共に 0.05 月分引き上げるとともに、在宅勤務等手当を新設したいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	第 4 条の改正で在宅勤務等手当を新設されるとのことですが、こちら 10 日で 3 千円というふうなちょっと設定されてるかと思うんですけども、決定された根拠がございましたら教えていただければと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	総務課長に答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内	久保議員からありました、この手当につきましてはですね、テレワークを

総務課長	中心に働き方の改革ということで、在宅勤務する上で必要な光熱費であったり水道費の負担軽減を図るために、月額 3 千円支給するものでございます。すいません、これにつきましてははですね、先ほど給与等もございましたけれども、人事院勧告に基づいて働き方改革の一環として、これも併せて提案があつて提言されたものでございます。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	人事院勧告ということで承知いたしました。ちなみにこの 10 日なんですけどこれは 10 日以上じゃないと 3 千円じゃないのか、あるいは未満であっても案分されるのかあわせてお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	これにつきましては即答できませんので、しばらくお時間いただければと思います。
○笹原議長	ここでしばらく休憩します。5 分間休憩します。
	休憩 10 : 38 再開 10 : 43
○笹原議長	休憩前に引き続き会議を再開します。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。今回の在宅勤務等手当につきましては、職員が 3 か月以上の期間、月平均 10 日を超えて、在宅勤務する場合について、月額で支給するという方向でございます。よろしいでしょうか。3 か月以上の在宅勤務をするとした場合に月平均 10 日を超える場合は、定額の 3 千円を支給するというのが人事院勧告で提示されておりました。失礼しました。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	比較的その長期にわたって在宅勤務をされるときに対象になるのかなという理解をいたしました。今後の働き方改革等でいろいろなタイミングでそういう形での在宅勤務をされる方がいらっしゃると思いますが、そういった周知といいますか、そういった形で皆様こういった活用がなされるようにまたしていただければと思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 69 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 69 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 11 議案第 70 号 日程第 12 議案第 71 号
○笹原議長	日程第 11、議案第 70 号、錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。 日程第 12、議案第 71 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 70 号、錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに、議案第 71 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律に基づき、令和 6 年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給したいため、本条例案を提案するものでございます。以上、議案 2 件につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから議案第 70 号、錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 70 号、錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決しま

	す。お諮りします。議案第 70 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号、錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。 これから、議案第 71 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 71 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 71 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 13 議案第 72 号
○笹原議長	日程第 13、議案第 72 号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 72 号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 5 年人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の期末手当支給率を 0.05 月分引き上げる必要があります。また、地方自治法の一部を改正する法律に基づき、令和 6 年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための規定を追加する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 72 号、錦江町パートタイム会計

	年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 72 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 14 議案第 73 号
○笹原議長	日程第 14、議案第 73 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 73 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 1 月から、産前産後期間の出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられることから、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 73 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 73 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 15 議案第 74 号
○笹原議長	日程第 15、議案第 74 号、錦江町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)

○新田町長	議案第 74 号、錦江町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、印鑑登録証明書の窓口交付を受ける際に従来の印鑑登録証に変えて、個人番号カードの添付でも交付を受けられるようにするとともに、スマートフォンに搭載した電子証明書機能を使用したコンビニ交付サービスを利用できるようにすることで、住民サービスの向上を図るため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	今回コンビニ交付サービスも対象になるということですが、こちらのサービスですが、もう利用できる状態なのかあるいは、ちょっとまだ時間がかかるようでしたらいつから利用できる形になるのか、またこの場合スマートフォンでの電子証明機能ですが、登録等何か必要な手続等があるのか教えていただければと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、今回印鑑条例の一部改正条例が可決されれば、された日をもって交付いたして施行するという形になっておりますので、これから以降になると思いますが、詳細につきましては準備も含めて、住民税務課長から答弁させます。
○落司住民 税務課長	はい。
○笹原議長	住民税務課長。
○落司住民 税務課長	はい、お答えいたします。ただいま町長が申し上げたとおりでございます。ただ証明書のほうについては、私がちょっと準備不足でしたので、また後で報告させていただければと思います。
○笹原議長	ほかに質疑ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 74 号、錦江町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 74 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 74 号、錦江町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 16 議案第 75 号
○笹原議長	日程第 16、議案第 75 号、指定管理者の指定についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 75 号、指定管理者の指定につきまして提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、錦江町荒茶加工施設の指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了することから、指定につきまして、本案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	ちょっとお聞きしたいと思います。今年 3 月にですね、大根占茶生産組合に指定管理をされております。そして、今回また出されたわけですけれども先般の一般質問においてもですね、屋根の改修工事を済ませて、その後、有償で払下げをするような話をされたんですが、どこまでいっているのか。あの時点でですね、今年度にそういうふう売却という話になろうという私は受け取り方をしたんですが、その辺をちょっとお聞かせください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。浪瀬議員のご質問にお答えします。現在鋭意、担当課で協議調整をしておりますので、協議経過を含めまして、産業振興課長から答弁させます。
○池之上産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上産業振興課長	現在補助金適正化法の適用案件になることから、屋根の改修工事が終わりましたからの残存価格の協議、国等との協議が必要になってまいります。 屋根改修工事が 2 月までかかることから、今年度の処分等は非常に難しいと考えまして、あと 1 年、指定管理で運用したいという意図の議案でございます。以上です。

○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	<p>私としてはですね、屋根改修が増額されて倍額ぐらいになったから、工事も長引くだろうなというのは思っておったんですけども、適化法の関係だということですけども、その辺は、去年3月出されるときにもう想定はしていなかったということですか。</p> <p>それとですね、適化法の金額が出ないので次、誰か大体、お願いできる方、有償で買ってくれんかという方は想定はされていると思うんですが、その辺についてですね、このぐらゐの金額だとか、こういう固定資産税が、この辺だとかいうですねいろんな条件等はまだ全然話はされていないんですか。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>まず適正化法のことについては私ども現状から積算をしておりましたけれども、浪瀬議員おっしゃるように、改修額、それから資材高騰等の高騰もございまして、補正をさせていただいたところもございましたので、それも踏まえて残存価格等の再積算が必要になっているところでございます。</p> <p>それと民間事業者等の条件等の交渉提示等については、産業振興課長から答弁させます。</p>
○池之上産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上産業振興課長	<p>補助金適正化法の関係の協議については、町長が申し上げたとおりですが、昨年度、検討段階におきましては上半期で工事を済ませて、下半期でそのような協議ができるのではないかという見込みでございましたが、ちょっと工事が後ろ倒しになった関係で、もう少しちょっと期間が必要になったところでございます。当然、処分するとなりますと公募ですとか、議会の議決もいただかなければなりません、その条件については、庁舎内で検討は進めてはおりますが、もうしばらくお時間をいただきたいというような状況でございます。以上です。</p>
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	<p>内容としては分かりました。前々から町長が言われていたように、身軽くしたほうがいいのかという考え方で、売却という形をとられたと思いますので、来年度いっぱい、そういう形になろうかと思うんですが、それでよろしい</p>

	ですか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	現段階では今年度末で工事が完了いたしますので、諸手続も含めて進めてまいりたいと思いますが、ただし、受けていただける方がいらっしゃらなければ、私どもから来年末で完了ということは申し上げられないので、そういった事情等も踏まえながら、速やかに私どもも令和6年度で進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第75号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。議案第75号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第75号、指定管理者の指定についてはこのとおり可決されました。
	日程第17 議案第76号
○笹原議長	日程第17、議案第76号、指定管理者の指定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第76号、指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、川原地区福祉ふれあい広場のほか、5か所のふれあい広場の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって満了することから、指定につきまして本案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから、質疑を行います。質疑ありませんか。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	6地区を公民館単位で、ふれあい広場ですので、公民館単位で清掃作業、管理をしていただくようにということでしょうけれども、なかなかですね話

	を聞いてみると、高齢化をしてやはり、作業員不足が1番の悩みだということでございます。それにですねやはりずっと今、出てきました物価高騰で、やはり燃料代とか、いろんな諸々ピーバーとかあるんですが、この契約を結ぶにあたって管理料金ですね、少額でも増額の考えがあられるかそこを聞きたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、浪瀬議員のご質問にお答えしますが、ご指摘のとおりやはり福祉ふれあい広場の維持管理については非常になかなか担い手が不足しているという話も支所長経由でお伺いしているところでございます。今後もですね、地域の交流の拠点として何とか対応していただけないかなということで、今お願いというか、指定をさせていただくところではございます。 それと昨今の物価高騰等については、まだ現在予算入力途中ではございますが、令和6年度の予算で、その分を加味した形での予算要求をするよう支所に指示をしているところでございます。補足の点がございましたら、支所長から答弁させます。
○川路 支所長	はい。
○笹原議長	支所長。
○川路 支所長	浪瀬議員の質問にお答えいたします。確かにおっしゃいますとおり地域の高齢化によりまして、作業等が非常に大変だったりですね、燃料等の高騰によって除草作業が非常に困難な場合も見受けられますので、来年度予算の予定ではございますけど、シルバーにですね直接こちらのほうから除草作業を2回ないし3回程度ですね、状況に応じてお願いする予定で現在のところは考えているところでございます。以上です。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	やはりふれあい広場ですね、地域の方々が見て、もう草が茂ったとか、台風後の処理とかですね、やはり地域にお願いするのが1番と思いますので、やはり、するほうもですね、ありがたいなとよかったなと思えるような形でしていただければと思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第 76 号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。議案第 76 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号、指定管理者の指定については、このとおり可決されました。
	日程第 18 議員派遣の件
○笹原議長	日程第 18、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。
	日程第 19 委員会の閉会中の継続審査の件
○笹原議長	日程第 19、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。文教産業常任委員長から目下委員会において、審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配られました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
	日程第 20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
○笹原議長	日程第 20、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
○笹原議長	日程第 21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継

	続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ここで町長の発言の申出があります。これを許します。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>令和5年第4回議会定例会最終本会議にあたり、ご挨拶を申し上げます。町長に就任しまして、この12月で2年が経過し、任期の折り返しを迎えましたが、今年も第2次錦江町総合振興計画(全面改訂版)を参酌しつつ、私がマニフェストで掲げた5つの基本政策の実現に向けて町政を進めてまいりました。</p> <p>働く世代の元気では、特定地域づくり事業協同組合の認定を5月21日に受け、6月から募集を開始し、現在4人の内定者を確保しており、年明け後、順次、移住していただくことになっております。</p> <p>また、雇用支援組織の整備に向け、ローカルベンチャースクール事業に着手し、来年4月採用に向け、募集活動を行っているところでございます。さらに畜産飼料の域内生産化についても青刈りトウモロコシの試験栽培を実施し、その給仕効果を科学的に検証するプロファイルテストも始めております。</p> <p>子どもの元気では、AIやIoTなど、技術が日々進化する社会の対応能力を育成するため、町内2つの保育園と連携をとり、保育士向けと親子参加のSTEAM体験教育を5月からスタートしました。また、発達段階に合わせた語学力やコミュニケーション能力を養うための保育園、幼稚園での月2回の外国語教室や夏休みを活用した、小学校でのイングリッシュデイキャンプも昨年に引き続き実施しております。</p> <p>加えて、2週間を上限に町内の保育園に通いながら親子で錦江町暮らしを体験していただく保育園留学を10月から開始し、11月までに首都圏の親子2組に体験留学をしてもらっております。</p> <p>町内の小中学校への親子山村留学についても、6月下旬から募集を開始し、少しずつ問合せがある中、11月には県外から錦江町に下見に来ていただくご家族もございました。</p> <p>高齢者、障がい者の元気では、より身近なところでお互いさまのコミュニティを醸成する下駄履きヘルパー制度の組織づくりに着手し、6月23日、有償ボランティア制度を活用した半下石お助け隊が発足するとともに、8月21日は、子どもから高齢者まで幅広く参加していただく、大原みんなの食</p>

	<p>堂も開催していただきました。</p> <p>また、障がい者の就業と社会参加のきっかけづくりとして、大隅半島ノウフクコンソーシアムのサポートで、畜産農家での障がい者の方の就労も実施されております。</p> <p>認知症の方が生活しやすい錦江町づくりについても、令和3年度から普及啓発、認知症カフェ、まちづくりの3つの柱で、認知症フレンドリーコミュニティ構築促進事業を実施しておりますが、小学生や町民の皆さんのご協力で、今年はさらに内容の充実を図っております。</p> <p>昨年度から、実証実験として、マイナンバー活用の相乗りタクシー制度も移動困難者を再検証しつつ、今年度は、高齢者、障がい者に加え、要支援者や難病指定の方、妊産婦と未就学児、免許を保持しない外国人の方々まで利用対象を拡充し、利用状況や効果の検証を実施しております。</p> <p>自然環境の元気では、錦江町の森林資源をしっかりと守り育てるため、6月議会において、森林の整備保全に関する条例を可決していただき、年明け1月から伐採等の契約1か月前に役場へ届出ていただき、再生林の支援制度等もご活用いただけるような仕組みも準備をしているところでございます。</p> <p>地域の元気では、地域が描く未来の姿づくりのための地域計画策定に、今年度、川原地区公民館が取り組んでいただいております、次年度以降、具体的なアクションを起こしていただく予定でございます。</p> <p>災害に備えた安全な地域づくりの一環として、町内の土砂災害警戒区域津波浸水想定区域等を含む防災情報が掲載されたハザードマップをリニューアルし、本年4月に全戸に配布するとともに、スマートフォンからも日本語版と英語版で確認できるようにいたしました。</p> <p>来町者への町の情報発信や休憩場所、トイレ等を提供するまちの駅も指定させていただき、現在、錦江にしきの里、ふる里館、ゲストハウスよろっで、堀石油、田代支所の5か所が、交流拠点となっております。</p> <p>以上、基本政策に係る今年の進捗状況等をご報告させていただきましたが、来年度もさらに各施策の精度を高めつつ、人への投資を基本に町政を進めてまいりたいと思います。</p> <p>結びに、この1年町政運営に多大なるご協力とご助言をいただきました町民の皆様や議員の皆様に深く感謝申し上げますとともに、輝かしい1年をお迎えくださいますことをご祈念申し上げ、御礼のご挨拶をさせていただきます。ありがとうございます。</p>
	(新田町長 降壇)
	(笹原議長 登壇)

○笹原議長	<p>令和5年第4回議会定例会最終本会議にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本年も錦江町発展のために町長、副町長、教育長をはじめ各課長、職員の皆様にはご努力をいただき、大変ご苦勞様でございました。</p> <p>議会も議会基本条例をもとに、町民の皆様とともに活動する議会づくりを目指して、子や孫へ希望あふれる未来を創りつなぐまちを理念として、議員、力を合わせて頑張っていたいたところであります。</p> <p>さて、本年は燃ゆる感動かごしま国体、自転車競技会ロードレースが、鹿屋市、肝付町、南大隅町、錦江町を通るルートで開催され、選手の皆さんに感動をいただきました。また、全国各地からお越しになられた関係者の皆様には、錦江町の良さを十分に分かっていただけたものと確信しております。ボランティアの方をはじめ、スタッフとして携われた方々や、沿道等で応援していただいた町民の皆様方には、この場を借りて大変感謝申し上げたいと思います。</p> <p>また、8月の台風6号では、田代地区を中心に大雨により、災害が発生し、未だに復旧されていない箇所もあるほど大きな災害となり、町民の皆様には、何かと不自由をおかけしているものと思いますが、復旧に向けて、行政を中心に進めているところであります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ等の流行に関しては、感染防止対策に皆さんとともに努力してまいりたいと思います。</p> <p>経済においては、本年も引き続き電気、ガス、燃料、食料等の物価高騰、飼料、肥料及び各種資材等のほとんどが高騰し、町民の生活に多大な影響を与えている現状です。あわせて、子牛価格の下落により、繁殖農家や肥育農家の方々はさらに大きな影響があるものと思います。このような厳しい中でもより一層、行政と議会が知恵を出し合い、一体となって、これまで以上に錦江町民の福祉の向上と活性化が図られますよう、様々な施策に取り組んでいかなければならないと感じているところです。</p> <p>最後に、皆様方には輝かしい新年をご家族おそろいで、お迎えくださいますようお願いいたしまして、議長としての挨拶とさせていただきます。</p>
	(笹原議長 降壇)
○笹原議長	これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和5年第4回錦江町議会定例会を閉会します。
	閉会 11:17